

一時預かり利用料補助申請について(ご案内)

所得の低い世帯や支援が必要な児童がいる世帯等に対して利用料を補助し、経済的な負担の軽減を図ります。

1. 対象の要件

補助の対象となるのは、一時預かり事業(一般型、余裕活用品)を利用する児童とその保護者であって、一時預かり事業を利用する日において次の(1)～(3)のすべてに該当する方です。

- (1) 利用児童が保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育所等に在籍していないこと。
- (2) 利用児童及びその保護者が宇和島市に住民登録をしていること。
- (3) 次に掲げる要件のいずれかに該当する世帯であること。

	要件
①	生活保護を受給している世帯
②	保護者及び保護者と同一の世帯に属する方全員が市町村民税(※1)非課税の世帯
③	保護者及び保護者と同一の世帯に属する方全員の市町村民税(※1)所得割の合計額が 77,101 円未満の世帯
④	市長が特に支援が必要と認める世帯のうち、一時預かり事業の利用を促した方で、利用料の軽減が適当と認められる世帯

(※1) 4～8月利用時は前年度税額、9～3月利用時は当年度税額

2. 補助額

上限額：日額 1,300 円／人

(利用料が補助上限額より低い場合は、利用料の額が上限となります。)

※昼食代は補助対象外です。

3. 申請方法

補助申請の適用期間は次の2期に分かれます。

(第1期)4月1日～8月31日 (第2期)9月1日～3月31日

一時預かり事業を利用する日の 10 日前までに当該年度の「一時預かり事業(一般型、余裕活用品)利用料補助申請書」をご提出ください。(申請 10 日後より前の適用期間遡りはできません。)

【提出先】宇和島市役所こども家庭課こども育成係(23番窓口) TEL_0895-24-1111(内線2144)

【受付時間】8:30～17:15(土日祝日、年末年始を除く)

※世帯の状況及び市税等の課税状況について宇和島市が閲覧及び調査することに同意しない場合、または個人番号の確認ができない場合は、対象の要件(3)の各番号に該当する次の書類を添付してご提出ください。

要件No.	必要書類
①	生活保護受給証明書の写し
②、③	該当する年度の保護者及び保護者と同一の世帯に属する方の市町村民税に係る課税内容が分かる証明書(所得課税証明書等)の写し

4. 注意事項

申請書受理・審査後、補助決定通知書を発行しますので、一時預かり事業を利用する際は利用施設に提示してください。